

請求書への押印廃止に関するQ&A

	質問	回答
1	すべての請求書が押印不要なのか。	原則不要としていますが、坂戸市が指定する請求書様式の中で、一部押印が必要なものもあります。押印の有無については、坂戸市の請求書提出部署までお問合せください。
2	押印のある請求書の提出は可能か。	従来どおり押印のある請求書についても提出いただけます。
3	押印のない請求書に誤りがあった場合、どのように対応したらよいか。	差替えでの対応をお願いします。訂正印での訂正の場合は、請求印の押印をお願いします。
4	請求書記載事項に「坂戸市債権者登録番号」とあるが、債権者登録番号がわからない。	令和5年9月1日付けで、坂戸市に債権者登録のある事業者様宛に通知を送付しました。 その中で、債権者登録番号をお知らせしていますのでご確認ください。なお、ご不明な場合には、坂戸市の請求書提出部署や、会計課までお問い合わせください。
5	債権者登録番号は省略した番号の記載でも問題ないか。	債権者登録番号は1から始まる11桁の番号ですが、下4桁もしくは下5桁のみの記載でも、問題ありません。
6	請求書記載事項に「発行担当者名前・連絡先」とあるが、役職者でないといけないか。	役職者に限らず、請求書の発行責任者の方の記載をお願いいたします。また、連絡先については、担当課から確認させていただく場合に連絡のつく連絡先の記載をお願いします。
7	請求書記載事項に「発行担当者名前・連絡先」とあるが、名字のみの記名や押印でもよいか。	担当者の方であることが明確であれば問題ありません。